

## ●香川県告示第147号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

香川県知事 浜田恵造

### 香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)	(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)
第4条 略	第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。
(1)～(25) 略	(1)～(25) 略
(26) 国又は地方公共団体が納付する県立ミュージアムの使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）別表に規定する使用料並びに県立ミュージアムで県が主催する展覧会の前売入場券の <u>取扱い</u> を画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその <u>展覧会の観覧料</u>	(26) 国又は地方公共団体が納付する県立ミュージアムの使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）別表に規定する使用料並びに県立ミュージアムで県が主催する展覧会の前売入場券の <u>売払い</u> を画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその <u>売払代金</u>
(27)～(38) 略	(27)～(38) 略
(39) <u>国又は地方公共団体が納付する高等技術学校の使用料のうち前納が困難であるもの</u>	
(口頭等による納入の通知ができる収入)	(口頭等による納入の通知ができる収入)
第6条 略	第6条 規則第29条第12号に規定する別に定める収入は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 県立ミュージアムで県が主催する展覧会の前売入場券の <u>取扱い</u> を画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその <u>展覧会の観覧料</u>	(2) 県立ミュージアムで県が主催する展覧会及び県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の <u>売払い</u> を画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその <u>売払代金</u>
(3) <u>県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金</u>	
(4)～(15) 略	(3)～(14) 略

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。